中学・高校運動部における体罰 - 体罰解決への一考察 -

松村 優作 (<u>21211314ym@tama.ac.jp</u>) 石井 湧大 (<u>21211023yi@tama.ac.jp</u>)

1. 目的

部活動の現場で、体罰に変わる新しい指導法を考えることが目的である。

2. 内容

そもそも体罰とは(1)

わが国では、明治 12 年に発令された教育令 46 条以来、教員が児童生徒に対して懲戒を 行うに際して体罰を加えてはならない。

そもそも体罰とは(2)

学校現場における体罰は、教師が生徒に対して身体的危害、精神的危害を加えること。 ちなみに懲戒とは

身分関係・監督関係における規律を維持するために、不正・不当な行為に対して制裁を あたえること。

1) 現状分析・現状の把握

近年において中学校・高等学校では、運動部活動における体罰が教育委員会の発表により相次ぎ発覚されている。

事例として、

まず実際に裁判になったことだが、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部の男子生徒が自殺するという事件がある。結果として、大阪地裁は体罰が自殺の一因と認め、元教諭が控訴をしなかったため判決は確定した。

2) 課題・問題と考える物事

以上のことから、①体罰の発見が遅れるのが問題。

②体罰経験は、新たな体罰を生んでしまうのではないかという問題。 の2つが主に考えられる。

3) 解決方法・解決策

解決案として、①監視の目を増やすこと。

②罰をあらかじめ決めておくこと。

の2つを提案したい。

4) 到達目標・あるべき姿

以上のことから、「体罰が起こりにくい部活動」「体罰によらない指導」を中学・高校運動部のあるべき姿として実現させたい。

3. 参考文献

「学校教育法」, <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>, (2013/12/3)

高橋豪仁(2008)「学校部活動における体罰に関する調査研究」 『教育実践総合センター研究紀要』 vol.17 p.161-170,奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター「NHK 解説委員室」,

,(2013/12/18)

大沼和差幸(2013) 「教職課程-5月号」,協同出版